

令和2年5月18日発行

# 成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第23号

## 「初めまして」のみなさまへ

成年後見制度利用促進室では、1～2か月に1回程度、成年後見制度利用促進についての最新の動向や、各自治体の取り組み状況、よくお問い合わせをいただくQ&A等の解説を、「成年後見制度利用促進ニュースレター」にてお届けしています。

都道府県の担当部局を通じて各市区町村担当部局にメール配信しているほか各関係団体にも配信、また厚生労働省「成年後見制度利用促進」のホームページにも掲載しています。市区町村の担当部局の皆様におかれましては、中核機関や権利擁護関係部署への転送を、お願い致します。

### 本号の掲載内容

「初めまして」のみなさまへ

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた事務連絡等について
2. 国庫補助協議中です！
3. よくあるQ&A「今年の4月より着任しました」
4. 成年後見制度の利用者に関する特別定額給付金の申請等について

## 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた事務連絡等について

新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針や、対策の実施に関する重要事項については、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月14日変更）で示されています。この基本的対処方針等に基づき、社会福祉の分野における留意点等について、随時、事務連絡等が発出されています。

成年後見制度利用促進等に関してこれまでに発出された事務連絡で直近のものは、以下【参考】のとおりですが、今後も、状況に応じて様々な事務連絡等が発出される可能性があります。以下の厚生労働省ホームページに順次掲載することとしていますので、随時確認をお願いします。

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [健康](#) > [感染症情報](#) > [新型コロナウイルス感染症について](#)（[中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について](#)） > [社会福祉・雇用・労働に関する情報一覧](#)（[新型コロナウイルス感染症](#)）

### 【参考】成年後見制度利用促進等に関して発出された事務連絡

#### 成年後見制度利用促進主管部局あての事務連絡

[新型コロナウイルス感染防止等の中核機関・権利擁護センター等における対応について（令和2年4月8日事務連絡）](#)

#### 日常生活自立支援事業主管部局あての事務連絡

[新型コロナウイルス感染防止等に係る当面の日常生活自立支援事業の業務における留意点等について（再周知）（令和2年4月28日事務連絡）](#)

※この事務連絡記の2において、金融機関との調整を必要に応じて行う等としていますが、金融機関においても配慮いただきたい旨、関係団体に協力依頼の事務連絡を発出しています。

## 2. 成年後見制度利用促進関係の国庫補助協議中です！

「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」は、生活困窮者負担金及び補助金に含まれており、現在の補助協議中です。詳しくは、下記事務連絡をご覧ください。

<締切>  
5月20日

**「令和2年度生活困窮者自立相談支援費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金国庫負担（補助）協議について（依頼）」**  
(令和2年4月21日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長補佐より事務連絡)

- ※ 「410 成年後見制度利用促進体制整備推進事業」には都道府県補助メニューと市区町村補助メニューがあります。市区町村補助メニューには、今年度より「受任調整」と「後見人支援」の取組を補助するものを新設しています。
- ※ 市区町村補助メニュー「(2)中核機関立ち上げ支援事業」では、「国で実施する市区町村職員、中核機関職員（中核機関の委託予定先の職員を含む）向け研修に参加するための旅費」について補助対象とすることをお伝えしています。今年度は、福岡、仙台、東京の3カ所で、基礎研修（3日間）、応用研修（3日間）を予定しているほか、東京で都道府県担当者研修（1日）の開催を予定していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現時点では開催時期や開催自体の可否までは確定しておりません。見とおしが立ち次第、ニュースレター等でお伝えしていきます。

高齢者福祉関係の補助メニューである「権利擁護人材育成事業」も、現在、補助協議中です。

<締切>  
6月8日

詳しくは、各地方厚生（支）局地域医療介護総合確保基金（介護人材分）担当者からの事務連絡をご確認ください。

障害福祉関係の補助メニューである「成年後見制度普及啓発事業」も、現在、補助協議中です。詳しくは、下記事務連絡をご覧ください。

<締切>  
6月11日

**「令和2年度「障害者虐待防止対策支援事業」及び「成年後見制度普及啓発事業」の要望見込額（協議）について（依頼）」**  
(令和2年5月14日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室より事務連絡)

中核機関の財源としては、上記の補助事業等を活用することが可能です。申請についてご検討ください！

ご不明な点がありましたら、利用促進室へお問い合わせください。



### 3. よくあるQ&A

当室に電話や研修時にお寄せいただいたご質問について、Q&A方式で解説しています。



#### 今年の4月より成年後見制度利用促進の主管部局に着任しました。

成年後見制度そのものも、担当となって初めて勉強しました。利用促進のポイントや市区町村や都道府県の役割について、端的に教えてください。

[成年後見制度の利用の促進に関する法律](#)（いわゆる成年後見制度利用促進法）の第1条は、以下のように書かれています。判断能力が不十分なことから、財産管理や日常生活等に支障が生じている人を、社会全体で支え合う共生社会実現の一手段として成年後見制度がとらえられていること、成年後見制度の利用が必要ない人にむやみやたらに利用促進することを目標とはしていないことを、理解しておきましょう。[平成31年4月25日発行の第15号ニュースレター](#)でも、着任者向けのQ&Aを掲載していますので、こちらもご参照ください。また、このQ&A後に発出した[室長通知](#)もご覧ください。

#### 成年後見制度の利用の促進に関する法律 第一条

この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

現在、利用促進法に基づいて閣議決定された国の「[成年後見制度利用促進基本計画](#)」（いわゆる「基本計画」）にしたがって、様々な関係省庁が連携し、施策を進行中です。昨年度は中間年度にあたったことから[成年後見制度利用促進専門家会議における中間検証ワーキング](#)が実施され、3月に[中間検証報告書](#)がまとめられました。詳しくは[ニュースレター第22号](#)をご覧ください。



#### 市区町村の体制整備にあたり、法的根拠と具体的役割を教えてください

成年後見制度利用促進法第5条では、地方公共団体に対し、自主的かつ主体的に、その地域特性に応じた施策の策定・実施を行う責務を定めています。また、第14条第1項及び第2項では、市区町村及び都道府県の講じる措置を定めています。さらに、基本計画は、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことを目標としており、市区町村にネットワーク構築の役割を求めています。

具体的には、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関（いわゆる中核機関）の整備、協議会等の設立・運営といったネットワーク

の体制整備において、市区町村が地域の実情に応じた積極的な役割を果たすことが求められています。

また、国では、各施策の進捗状況を客観的に把握・評価するため、[KPI](#)を定めています。自治体の取組に関するKPIとしては、中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数や、市区町村計画を策定した市区町村数などが設定されています。体制整備の状況については、[「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」](#)をご覧ください。前年度と比較すると中核機関は倍増しており、体制整備を図っている自治体が着実に増えていることが分かります。

中核機関とはどのような役割を担う機関ですか？

中核機関は、地域連携ネットワークにおいて、権利擁護支援に関する4つの機能を果たすように主導する役割を担います。また、協議会の事務局を担いながら、支援の全体を見渡し、必要に応じて専門職による専門的助言等の支援を確保する役割も担います。

実際には、市区町村の直営、社会福祉協議会やNPO法人等への委託、既存の権利擁護センター等との協働運営、複数市区町村での広域実施、都道府県や都道府県社会福祉協議会等との機能分担など、整備の仕方は様々です。各地域の具体的な取り組み例を、[利用促進室のホームページ](#)や過去のニュースレター等で紹介していますので、ご参照ください。

中核機関及び地域連携ネットワークが担う4つの機能

- ①広報機能 ②相談機能 ③制度利用促進機能（受任者調整、担い手の育成・活動の促進）④後見人支援機能

★将来像を見据えた上で、小さく生んで大きく育てる観点から、まずは広報機能、相談機能の整備から段階的に取り組んでいきます。

いわゆる「ハコモノ」新設によって、1つの機関ですべての機能を担うという視点よりも、地域の権利擁護機能をどう整備するかといった視点でとらえると、中核機関整備の取り組みについて、理解しやすいと思われます。

ぜひ、[「体制整備の手引き」](#)や[「実務の手引き」](#)を参照してください。



そのほかに、市区町村にはどのような役割が求められているのですか？

地域連携ネットワークの整備だけでなく、個別事例の支援における適切な市区町村長申立の実施や、低所得の高齢者・障害者に対する申立費用や報酬の助成についての体制整備等を進めていくことも求められています。

さらに、これらの取組を、段階的・計画的に整備していくため、審議会等合議制の機関を活用して市区町村計画を策定することも市区町村の役割となります。

今後、これらについてもニュースレターに掲載していく予定です。



人口規模や既存の社会資源、地理的条件等の地域の実情を踏まえて、それぞれの地域に即した取組を推進することがポイントです。

また、地域における取組状況を点検して市区町村計画を策定し、計画の評価を継続的に実施していくことで、地域連携ネットワークを段階的に整備していくことが可能となります。詳しくは、[「市町村計画策定の手引き」](#)をご覧ください。

都道府県の具体的な役割も教えてください。

都道府県は、管内市区町村全体の体制整備推進の主導的な役割を担います。

具体的には家庭裁判所や専門職団体、都道府県社会福祉協議会等と連携し、市区町村向け連絡会議や研修等の実施、体制整備アドバイザーの配置等による市区町村への助言、市民後見人や法人後見等の担い手の確保などが求められます。

都道府県職員が積極的に市区町村に出向き、体制整備状況を把握し、市区町村ごとの課題や状況に合わせた支援を行っている実践例もあります。

6月に市区町村担当者に郵送予定の「先駆的取組事例集」にも、豊富な取組例が報告されています。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111【代表】 [厚生労働省ホームページ](#) 成年後見制度利用促進

で 検索



## 4. 成年後見制度の利用者に関する特別定額給付金の申請等について

新型コロナウイルス感染症とそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計を支援する観点から、日本にお住まいの方1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業が実施されることになりました。各市区町村において、順次、その申請受付が開始されています。

成年後見制度の利用者に関する特別定額給付金の申請等について、中核機関や権利擁護センター等に相談が寄せられる場合もあると考えられることから、総務省が示している事務連絡等を踏まえ、関連する部分を次のとおりまとめましたので、御参照下さい。なお、市区町村によって取扱いが異なる可能性がありますので、市区町村が定めた実施要綱等を併せて御確認いただきますようお願いいたします。

**1. 申請・受給対象者本人（以下単に「本人」）が成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」）である場合に、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされた補助人（以下「成年後見人等」）が本人の代理人として申請することは可能ですか？**

可能です。（「特別定額給付金（仮称）の申請・受給の代理について」総務省自治行政局特別定額給付金室長事務連絡／令和2年4月27日を参照）

**2. 成年後見人等が本人の代理人として申請する場合に、委任状の提出は必要ですか？**

それぞれ次の書類を提出する場合には、委任状の提出は不要です。

- ① 成年後見人の場合：成年後見登記制度に基づく登記事項証明書（の写し）
  - ② 保佐人又は補助人の場合：成年後見登記制度に基づく登記事項証明書（の写し）及び公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが確認できる代理権目録（の写し）
- （「特別定額給付金事業における成年後見人等による申請・受給の代理に関するQ&Aについて」総務省特別定額給付金室事務連絡／令和2年5月2日を参照）

**3. 本人が成年被後見人等である場合に、申請書の送付先を成年後見人等にしてもらうことは可能ですか？**

市区町村の判断によって、可能です。本人の住民票がある市区町村の窓口にご相談してください。

（「特別定額給付金事業における成年後見人等による申請・受給の代理に関するQ&Aについて」特別定額給付金室事務連絡／令和2年5月2日を参照）

**4. 本人は成年被後見人等ではありませんが、周囲の支援者が本人の代理人として申請することは可能ですか？**

代理申請・受給ができる者の範囲としては、成年後見人等の法定代理人のほか、「令和2年4月27日時点での申請・受給対象者の属する世帯の世帯構成者」「親族その他の平素から申請・受給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市区町村が特に認める者」が示されています。

例えば、本人が単身世帯で寝たきりの者や認知症の者等の場合には、「民生委員、自治会長、親類の者その他平素から世帯主本人の身の周りの世話をしている者について、当該者による代理申請・受給が適当であると市区町村長が特に認める場合には、当該者による代理が可能」とされています。また、その際、市区町村長は、本人と代理人との関係を説明する書類の提示・写しの添付を求めるなどして、当該代理が本人のためになされるものであることを確認することとされています。（「特別定額給付金（仮称）の申請・受給の代理について」総務省自治行政局特別定額給付金室長事務連絡／令和2年4月27日を参照）

**5. 親族からの暴力等を理由に住民票がない市区町村に避難している者については、給付金を受け取れないのでしょうか？**

市区町村、民間支援団体等による「確認書」が出されている等の要件に該当していれば、避難先の市区町村から給付金を受け取ることができます。詳細については、避難先の市区町村の窓口にご相談ください。（「虐待等により施設等に入所措置が採られている障害者及び高齢者に係る特別定額給付金関係事務処理について」総務省特別定額給付金室事務連絡／令和2年4月27日、「事前申出期間後の親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱いについて」総務省特別定額給付金室事務連絡／令和2年5月1日、「施設入所等児童等、措置入所等障害者・高齢者に係る特別定額給付金関係事務処理に関する自治体向けQ&Aについて」総務省特別定額給付金室事務連絡／令和2年5月15日を参照）

成年後見制度利用促進担当部署におかれては、必要に応じて特別定額給付金担当部署に相談するなどの対応をお願いします。

